

平成23年10月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

平成23年10月18日 開会

平成23年10月18日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成23年10月18日（火曜日）午後3時00分開議

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議会運営委員の選任
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第10号 平成23年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件
- 日程第 7 議案第11号 平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 8 議案第12号 平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	小木田 喜美雄	2番	武 田 正 廣
6番	伊 藤 祐 悦	8番	長谷部 誠
9番	千 田 正 英	10番	鎌 田 正
11番	佐 藤 吉次郎	12番	佐 藤 文 昭
14番	鹿兒島 巖	15番	長 井 直 人
16番	藤 原 幸 美	17番	三 浦 正 隆
18番	須 藤 正 人	20番	小 野 廣
21番	齋 藤 紀 男	22番	高 橋 浩 人

23番 松田知己

欠席議員（8名）

3番	五十嵐 忠 悦	4番	藤 原 美佐保
5番	渡 部 幸 男	7番	児 玉 一
13番	佐 藤 峯 夫	19番	渡 邊 彦兵衛
24番	菅 原 政 一	25番	佐々木 哲 男

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂 積 志	副広域連合長	栗 林 次 美
副広域連合長	齋 藤 正 寧	代表監査委員	柴 田 暹
事務局 長	岡 田 裕 一	事務局 次長	石 川 進
総務課 長	高 橋 勉	業務課 長	秋 山 恵 子
会計管理者	川 上 裕 隆		

議会担当職員出席者

議会書記	田 口 真理子	議会書記	高 橋 将 智
------	---------	------	---------

午後3時00分 開会

○議長（武田正廣） 本日はご苦労さまでございます。

本日の出席議員は、17名であります。よって、定足数に達しておりますので、これよ

り平成23年10月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

新議員の紹介

○議長（武田正廣） 会議に先立ちまして、ご報告申し上げます。平成23年10月5日付で、大仙市議会の児玉裕一議員から辞職願が提出され、10月5日付でこれを許可しております。

これによりまして、大仙市議会において広域連合議会議員の選挙が行われており、当選されました議員をご紹介します。

お名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

大仙市議会議長の鎌田正議員。

よろしくようお願いいたします。

諸般の報告

○議長（武田正廣） これより、本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。報告は朗読を省略し、各議員への配付をもって報告といたします。

また、本日は、柴田代表監査委員の出席をいただいておりますので、あわせてご報告いたします。

日程第1 議席の指定

○議長（武田正廣） 日程第1、議席の指定を行います。

議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、鎌田議員は10番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（武田正廣） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、三浦正隆議員、千田正英議員の2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（武田正廣） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 議会運営委員の選任

○議長（武田正廣） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、議会運営委員の任期が10月25日で満了となることから、改選を行うものであります。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条の規定により議長が会議に諮って定めることとなっております。

お諮りいたします。議会運営委員に、長谷部誠議員、高橋浩人議員、佐藤吉次郎議員、須藤正人議員、副議長の齋藤紀男議員、及び議長である武田が就任することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

〔午後 3 時 3 分 休 憩 ・ 午後 3 時 1 0 分 開 議〕

○議長（武田正廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議会運営委員会において、委員長に、佐藤吉次郎議員、副委員長に、須藤正人議員が選出されておりますので、ご報告いたします。

なお、任期につきましては、10月26日からとなります。

日程第 5 一般質問

○議長（武田正廣） 日程第 5、一般質問を行います。

通告者はありません。

以上で一般質問を終わります。

日程第 6 議案第 10 号 平成 23 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の件から

日程第 8 議案第 12 号 平成 22 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで

○議長（武田正廣） 次に、日程第 6、議案第 10 号平成 23 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の件から日程第 8、議案第 12 号平成 22 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで、以上 3 件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 10 号平成 23 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の件から日程第 8、議案第 12 号平成 22 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで、以上 3 件を一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、ただいまの3件について提案理由の説明を求めます。広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 平成23年10月広域連合議会定例会が開会され、今定例会提出の補正予算案及び決算案をご審議いただくに当たり、概略を説明申し上げます。

提出案件の説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

初めに、国の動向であります。

国は、後期高齢者医療制度の廃止や関連法案の提出時期について、6月にまとめられた社会保障と税の一体改革案に高齢者医療の見直しが盛り込まれていることから、次の通常国会への医療保険制度改革法案の提出を目指し、調整しているところであります。

しかしながら、現行制度の廃止や新制度への移行時期など詳細について示しておらず、先行きが不透明な状況となっております。

当広域連合といたしましては、こういった国の今後の動向を慎重に注視しつつ、常に最新の情報収集に努め、各関係団体とも連携しながら、地域の実情や広域連合としての意見を国に伝えてまいりたいと考えております。

今後とも県内の18万余の被保険者の皆さんが安心して必要な医療を受けることができるよう、各市町村と緊密な連携を図りながら、現行の医療制度の運営責任を果たしてまいりたいと考えております。

次に、議案の内容について説明申し上げます。

今定例会には、補正予算案1件、決算認定案2件の議案を提出しております。

議案書の1ページをお開きください。

議案第10号平成23年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件についてであります。

今回の補正は、平成22年度医療給付費等負担金及び高齢者医療制度事業補助金の実績額が確定したことにより精算するものであります。

歳入歳出予算の総額に、7億4,040万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,393億4,436万5,000円とするものです。

続きまして、議案第11号について説明申し上げます。議案書の5ページをお開きください。

議案第11号平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件についてであります。本件につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき議会の認定をいただくため、提案するものであります。

決算の内容についてご説明申し上げます。議案書とは別にお配りしております平成22

年度秋田県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書の1ページと2ページをあわせてごらんください。

平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算総括表であります。一般会計につきましては、予算現額4億5,121万1,000円に対し、歳入決算額は4億5,138万1,517円で、予算現額に対する収入率は100%であります。

歳出では、予算現額4億5,121万1,000円に対し、歳出決算額は4億2,494万9,194円で、予算現額に対する執行率は94.2%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は、2,643万2,323円であります。

続きまして、議案第12号についてご説明申し上げます。議案書の11ページをお開きください。

議案第12号平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件についてであります。本件につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき議会の認定をいただくため提案するものであります。

決算の内容についてご説明申し上げます。

平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算総括表であります。特別会計につきましては、予算現額1,382億1,577万円に対し、歳入決算額は1,373億6,772万6,107円で、予算現額に対する収入率は99.4%であります。

歳出では、予算現額1,382億1,577万円に対し、歳出決算額は1,339億7,252万2,816円で、予算現額に対する執行率は96.9%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は、33億9,520万3,291円であります。

以上、補正予算の概要、一般会計並びに特別会計の決算についてご説明申し上げましたが、別にお配りしております平成22年度主要な施策の成果説明書のとおり、多くの成果を上げることができたものと考えております。

また、一般会計並びに特別会計の決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書が提出されております。

監査委員の審査意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも効率的かつ安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

提出案件につきましては、何とぞよろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田正廣） 次に、柴田代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。柴田代表監査委員。

【柴田暹代表監査委員 登壇】

○代表監査委員（柴田暹） 監査委員の柴田であります。

それでは、平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算につきまして、審査結果の概要を報告いたしたいと思います。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合長から審査に付されました平成22年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その各計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認められました。

また、歳入歳出予算の執行、会計経理事務の処理及び財産管理の状況につきましては、これも適正に処理されているものと認められました。

今後とも、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう適正な制度運営に努めるとともに、財務事務の厳正な執行に万全を期するよう要望するものでございます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しております決算審査意見書をご参照いただきたいと思ひます。

以上で決算審査に係る意見の報告といたしたいと思ひます。

○議長（武田正廣） これで報告が終わりました。

これより議案第10号から議案第12号に対する質疑を行います。

通告者はありません。

以上で議案第10号から議案第12号に対する質疑を終了いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

まず、議案第10号平成23年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第11号は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。14番鹿兒島巖議員。

○14番（鹿兒島巖） 私は、本議案につきまして、不認定の立場で討論をさせていただきます。

初めに、私は、平成22年2月18日に行われました22年度後期高齢者医療広域連合議会定例会において、この決算に含まれる、いわゆる保険料の値上げ条例に関連をして反対を表明させていただきました。

その趣旨は、いわゆる23年度以降、1人当たり平均保険料1,002円——4円ですか——の引き上げをする、そのことについて、現在の財政状況からして値上げをする必要は認められない。少なくとも県民の願いは、少しでもこの負担を軽減してほしいというものであり、これまでの経過の中で、予算執行状況を見た場合については、21年度までの決算状況を見た場合については、こういった会計上、吸収できるものであるという立場で反対討論をさせていただきました。

これに対して、当局からは、可能な限り剰余金及び基金を活用して、最大限、被保険者の負担の増加を抑制するという立場での試算を行ったけれども、この保険料の値上げはやむを得ないものだという提案であったわけであります。

しかし、今決算で見ると、例えば、確かに、一つには保険給付費において、21年度から22年度で約45億の増加になっております。一方、保険料引き上げを含めて、市町村支出金の増は13億2,000万円ほどになっていると。そういう点では、この差額をどう埋めるかという論議はあるわけでありますが、今回の決算の状況を見ますと、少なくとも、いわゆる歳入歳出差額残高33億9,500万円という金額が計上されているわけであります。

そういう点から考えて、値上げをしなくても、この決算は可能であったという認識に立ちながら、今回のこの決算については、予算のときに反対をした同様の理由で、これを認

めるわけにはいかないというところであります。

加えて、この監査のところで、監査報告が出されておりますけれども、監査の「むすび」のところで、「高齢者医療制度については、社会保障と税の一体改革成案に掲げられた医療保険制度の改革事項が審議される状況である。今後、流動的ではあるが、75歳以上の方々の医療制度は現行制度で実施されるため」、こういう形でのとらえ方をされて監査をされている。「今後、流動的である」ということについては、これは少なくとも23年度までのことではなくて、24年度以降のことも指すわけであります。

そういう点からも、こういった監査を含めて、今回のこの決算については、不認定の立場を表明をして、討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（武田正廣） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） ほかになければ、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより議案第12号の採決を行います。採決の方法は起立採決で行います。

本案は、原案のとおり認定することにご賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（武田正廣） 起立多数と認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（武田正廣） この際、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、慎重なるご審議の結果、補正予算の議決、さらには決算の認定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度の廃止、新制度への移行につきましては、先行き不透明な状況であります。当広域連合といたしましては、後期高齢者医療制度の円滑な運営につい

て、これまでどおり全力を尽くす所存でありますので、議員各位のなお一層のご協力をお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日はご苦労さまでした。

閉 会

○議長（武田正廣） この際、お諮りいたします。会議規則第43条の規定により、本定例会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これをもちまして、平成23年10月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時31分 閉会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 武 田 正 廣

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 三 浦 正 隆

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

千 田 正 英